

— 私たち（住民と町）の手で、明日のきたひろしまを創る —

# 北広島町まちづくり基本条例が制定されました。

平成 29 年 2 月 10 日制定・施行

住民と町の協働により、地域が抱える課題の解決や地域の実情に応じたまちづくりに取り組みます。

## 住民

- まちづくりに参加する権利、情報を共有する権利を有します。
- 総合的な立場に立ち、自らの責任ある発言と行動により、まちづくりへの参加に努めます。
- 自主的、自立的な住民自治の育成・発展に努めます。
- 民主的で安心・安全に生活できる地域づくりに努めます。
- 様々な主体のまちづくり活動を尊重し、認め合いながらまちづくりへの参加に努めます。  
・・・など（第 5 条～第 24 条関係）

協働

参加

住民自治 町政

意見

行政サービス

まちづくり

情報共有

## まちづくりの基本原則（第 3 条関係）

- 住民<sup>\*1</sup>は、まちづくり<sup>\*2</sup>に関する情報を共有する権利を持ちます。
- 住民は、まちづくりに参加<sup>\*3</sup>する権利を持ちます。
- まちづくりは、情報公開と参加により進めていきます。
- まちづくりは、住民と町<sup>\*4</sup>がお互いに支え合いながら行います。
- まちづくりは、住民と町が協働して行います。
- まちづくりの評価を常に行い、将来に生かしていきます。

## 町議会

- 町の意味決定機関として、住民の意思が町政の運営に適切に反映されるように努めます。
- 行政（町の執行機関）が、住民の意見を反映し、適切に運営されているか、調査・監視するとともに、その結果を住民にわかりやすく明らかにします。
- 北広島町議会基本条例の規定に基づき、活動します。  
・・・など（第 25 条～第 26 条関係）

## 課題解決

## 行政（町の執行機関）

- 町長は、住民の負託に応え、町政の代表者として、公正かつ誠実に町政運営にあたり、まちづくりの推進に努めます。
- 主要施策・事業等の計画の実施及び評価、審議会・委員会等、総合計画等の策定・評価について、住民の参加機会の確保に努めます。
- まちづくりに関する情報の公開、個人情報の保護に努めます。
- 町職員は、政策形成能力の向上に努め、まちづくりに生かしていきます。
- 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして職務遂行に努めます。  
・・・など（第 27 条～第 41 条関係）

\*1 住民・・・町民や町内で活動する個人・企業・団体のこと。  
\*2 まちづくり・・・安心安全で心豊かに生活するための取組のこと。  
\*3 参加・・・まちづくりに関する事業に主体的に関わること。  
\*4 町・・・町議会と行政（町の執行機関）を含めた地方公共団体のこと。

条例は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。  
また今後の取組や内容について、広報誌などでお知らせする予定です。

問い合わせ 企画課政策立案室 電話 050-5812-1856